第一区分	第二区分
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲
イ　連結普通株式等Tier1比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	イ　連結普通株式等Tier1比率　一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満
ロ　連結Tier1比率　三パーセント以上六パーセント未満	ロ　連結Tier1比率　一・五パーセント以上三パーセント未満
ハ　連結総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満	ハ　連結総自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満
国内基準に係る連結自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満	国内基準に係る連結自己資本比率　一パーセント以上二パーセント未満
経営の健全性を確保するため合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等にあってはロに掲げる命令を除く。） イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 ホ　一部の営業所における業務の縮小 ヘ　本店を除く一部の営業所の廃止 ト　子会社等の業務の縮小 チ　子会社等の株式又は持分の処分

	第二区分の二	第三区分
	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲
	イ　連結普通株式等Tier1比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満	イ　連結普通株式等Tier1比率　〇パーセント未満
	ロ　連結Tier1比率　〇パーセント以上一・五パーセント未満	ロ　連結Tier1比率　〇パーセント未満
	ハ　連結総自己資本比率　〇パーセント以上二パーセント未満	ハ　連結総自己資本比率　〇パーセント未満
リ　法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条第一項の規定により営む業務又は法律により銀行が営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令	業務の全部又は一部の停止の命令
ヌ　その他金融庁長官が必要と認める措置		

二　第十三項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
資本バッファー非対象区分	
連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率以上である場合	